

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年5月8日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	7 番	山本	功
8 番	井澤	茂治	9 番	中川	茂成
10 番	田中	安弘	11 番	山本	千恵子
12 番	田中	吉照	13 番	草嶋	邦子
16 番	杉嶋	秀美	17 番	森島	隆詞
18 番	井上	和也	19 番	岩井	三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
6 番	中村	正	14 番	新司	吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局 森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和6年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	田から畑への変更計画届について
報告第3号	認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について

8、署名委員

12 番 田中 吉照 13 番 草嶋 邦子

9、閉会の日時

令和6年5月8日午後2時30分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議 長 それではまず最初に、前回欠席された新任の森田事務局長からごあいさつをいただきたいと思います。

森 田 【 あいさつ 】

議 長 ありがとうございました。

 森田事務局長には種々お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 さて、委員の皆様には、農作業などでご多用のなか、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

 本日の署名委員は、12番田中??照委員、13番草嶋邦子委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
 事務局より議案第1号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
 1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については2ページの地図のとおりです。

 本件については、譲渡人が高齢により規模縮小のため、所有権の有償移転申請です。
 譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 議案第1号については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。

1番の案件につきまして、令和6年5月2日に山本千恵子委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地の一部に保全状態の場所もありましたが、おおむね農地として、適正に管理されておりました。

今後はより適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和6年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について、を議題とします。1番から6番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは3ページをお開きください。議案第2号、令和6年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番、2番は利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。1番でございます。

【 提案説明 】

2番でございます。

【 提案説明 】

場所については1番・2番ともに8ページの地図のとおりです。

4ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおりです。

5ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については少しお戻りいただき、8ページの地図のとおりです。

5ページに戻りまして、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

5ページに戻りまして、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については少しお戻りいただき、8ページの地図のとおりです。

5ページに戻りまして、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

6ページに移りまして、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。

以上の1番から6番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から6番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の1番から6番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から6番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて7番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは6ページをお開きいただき、7番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

以上の7番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第２号７番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号７番については、許可することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第２号、７番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続いて８番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、
田中正博委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは６ページにお戻りいただき、８番でございます。

【 提案説明 】

場所については１９ページの地図のとおりです。

以上の８番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第２号８番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号８番については、許可することに決定いたします。
田中正博委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 田中正博委員にお伝えします。議案第２号、８番の計画は議案どおり決定いたしました。

た。

議 長 続きまして、報告第 1 号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、20 ページをお開きください。報告第 1 号、非農地証明交付申請について、でございます。

1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 21 ページの地図のとおりです。

本件は、耕作がされなくなった時期は不詳ですが、かなり以前より山林と一体化しており、農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

議 長 本件については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 16 番、杉嶋です。

本件について、4 月 24 日に岩井会長、中村推進委員、山口局長補佐と申請者の委任者の案内のもと、現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は傾斜地で、山林と化しており、農地への復旧や営農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、報告第 2 号、田から畑への変更計画届について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、22 ページをお開きください。報告第 2 号、田から畑への変更計画書について、でございます。

1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 23 ページの地図のとおりです。

22 ページにお戻りいただき、2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、25ページをお開きください。報告第3号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。
既存のアンテナ設備に一部追加がされるものです。
以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年5月30日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年5月30日木曜日午後1時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分